

第7章 推進体制

第7章 推進体制

1 推進体制の整備

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護の各機関、地域、教育・経済等の各団体との連携が欠かせないものになります。

したがって、関係者や市民に計画の趣旨や内容の周知を図り、関係機関や地域団体との連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

(1) 行政の連携強化

本計画は、保健・福祉・医療・介護の領域を中心に多岐にわたる施策に対して、一体的に取り組むことが必要となっています。

高齢者に関連する施策を担当する課も複数にまたがっており、各施策の整合性を図り、効率的な計画推進を行うためにも、一層庁内の横の連携を密にし、情報や目的を共有して取り組んでいきます。

また、国や県の動向にも注意し、計画推進に反映させていくとともに、広域に関わる問題や、国・県の協力を必要とする問題については、迅速に対応することができるように、連携を強化していきます。

(2) 関係機関との連携

高齢者の生活支援を総合的に行うとともに、平成29年4月から開始する介護予防・生活支援総合事業へスムーズに移行し、市民にとって効果的な介護予防・生活支援の事業を展開するためには、市内外の多様な関連施設・機関の協力や、民生委員、地域住民、ボランティア、NPO等の協力が必要となります。そのほかにも、社会福祉協議会、国民健康保険団体連合会、医療機関、教育機関など、多様な団体、機関との連携が不可欠です。

円滑な事業運営を図るためには、関係者が必要とする情報を共有できるように情報提供を行うとともに、関係者間の連絡・調整を行うなど、本市を基点とした協力体制づくりに取り組んでいきます。

(3) 市民の参画と協働

介護保険事業の円滑な実施と、保健・福祉・医療サービスの提供を実現しつつ、健やかな福祉社会を実現していくために、高齢者をはじめとする市民の声を聞き、よりよいサービスを育てていくと同時に、ボランティアをはじめとする地域のさまざまな個人・団体との参画を募り、協働の仕組みづくりを進めていきます。

2 人材の育成

高齢者福祉施策及び介護保険事業のサービス提供に携わる人材の確保・質の向上を図ることがより一層重要となっています。特に介護保険制度において重要な役割を果たすケアマネジャー・介護職員・認定調査員・介護認定審査会委員については、それぞれの専門知識を高めるとともに、人権尊重といった観点や、医療機関との連携の強化などに関連する相談や研修体制を活性化し、人材の質的向上を図ります。

3 計画の適正な運営

(1) 計画の進捗状況の点検・評価

高齢者福祉施策及び介護保険事業を円滑に進めていくためには、市民の意見・要望を十分に反映しながら、社会情勢や高齢者ニーズの変化、事業の実施及び進捗状況の把握を行なった上で評価や見直しを行い、状況に適した施策を展開できる体制が求められます。

本計画の進捗状況の点検と評価については、計画策定の中心となった「小美玉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において、次期計画策定時に総合的な進捗状況の把握と評価を行います。

そして、その評価を基礎にしつつ、制度改正や社会情勢の変化等も考慮しながら必要な見直しを行うとともに、次期計画の取組みに反映させていきます。

(2) 正確・公平な要介護認定の調査

要介護認定の調査については原則として市町村が実施するものとし、要介護認定調査における正確性・公平性の確保に努めていきます。